



## 敬老の日にあたり

敬老の日は、日本の国民の祝日の一つで、「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、国民の祝日に関する法律に規定されています。

ところで、現在、北山村で高齢者にあたる人がいつたい何人ぐらいいるか見当がつきますか？

一般に65歳以上の人人が高齢者とされているので、答えは、225人です。村の人口が486人ですから、高齢者の比率は、約46%にもなります。平成22年国勢調査の数値ですが、全国平均が約23%ですので、実に2倍の割合となっています。

高齢化率が50%を超えると社会的共同生活ができなくなる「限界集落」と言われるようですが、そのような状況に近くなっています。

昔と違つて現在の65歳の方は若く、とても高齢者と呼べる感じではないのですが、村民の約半数にあたる高齢者とされる225人の皆様には、健康には十分気をつけられ、今後もいろいろな場面で村の活性化の一助として、ますますご活躍をいただきたいと思います。

## 村長就任のご挨拶

北山村長 奥田 貢

7月の村長選挙におきまして、皆様の温かいご支援をいただき、4期無投票当選の栄誉を賜りまして、引き続き村長を務めさせていただきました。

過去3期12年間の村政につきましては、皆様方からの温かいご支援とご協力をいただき、微力ながら村政発展のために力を尽くしてまいりました。

しかし、この間においては、何かと皆様方にご心配をお掛けしたことも多々あつたこと思います。

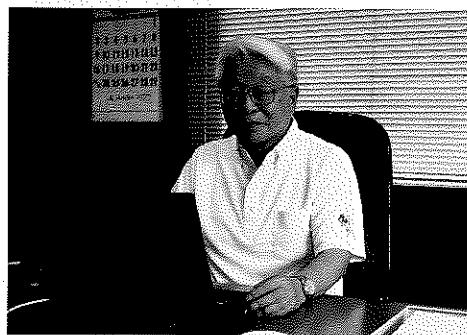
今後は、これまでの経験と反省にたつて、気持ちを引き締めて、更なる北山地域の発展と、皆様方が安心して安全に暮らせる地域を目指して頑張つてまいる決意であります。

超高齢化を迎えた北山村は、医療福祉の充実、地場産業や観光産業等の発展、道路整備の促進、少子化対策と教育環境の充実など解決すべき多くの課題を抱えております。

これらの課題を解決していくためには、住民の皆様方のご協力とご支援が不可欠であります。皆様方と力を合わせて課題解決に取り組んでまいりますので、是非とも皆様方のご支援とご協力を願い申し上げます。

住民の皆様方には、ご健康で益々ご活躍されることを心からお祈り申上げまして、簡単粗辞ではありますが村長就任のご挨拶とさせていただきます。

何卒、今後とも宜しくお願い申し上げます。



### 浄化槽の法定検査手数料の値下げ

10人槽以下の浄化槽の年1回の法定検査手数料が平成24年4月1日から改定されています。

合併槽 6,800円 → 5,800円

単独槽 6,000円 → 5,800円

なお、口座振替による前納の場合は500円の値引き制度があります。

浄化槽は、定期的な保守点検や清掃の実施、検査を受けることが法律で義務づけられています。

(社) 和歌山県水質保全センター

### 紀勢本線の利用促進を

紀勢本線は、これまで多くの人に利用されてきましたが、最近では、道路整備に伴う利便性の向上により自家用車での移動が増える中、乗降客数が年々減っています。乗降客数が減少すると、運行便数も減ることになり、不便になるので利用する人がますます減ってしまいます。私たちの地域を守るためにも、旅行などお出かけの際には、△渋滞なしで時間に正確 △安全性が高い △地球環境への影響が少ないといった利点の多い電車をぜひご利用ください。

紀勢本線活性化促進協議会

**特集****平成23年度 決算の概要****(1) 一般会計**

歳入総額	11億8,817万9,783円	前年度比 -15.4%
歳出総額	11億1,395万5,197円	前年度比 -6.7%

平成23年度は、前年22年度に比べて、歳入で約2億1,600万円(率にして約15%)、歳出で約8,050万円(率にして約7%)減額の決算となりました。

平成24年度への繰越金は、7,422万4,586円となります。そのうち繰越事業のために残しておかないといけないものが2,050万9,000円あります。

**【歳入ベスト5】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	地方交付税	5億4,090万4,000円	45.5%	↓
2	国県支出金	2億3,738万7,939円	20.0%	↓
3	繰 越 金	2億0、988万3,311円	17.6%	↓
4	村 債	7,330万0,000円	6.2%	↗
5	村 税	6,985万3,974円	5.9%	↓

歳入が減った大きな要因には、前年度に比べて事業に対する村債(借入金)が少なかつたこと(前年比1億2,800万円減)があげられますが、ほかにもじやばら関連の売り上げが大幅な減収となったために、地域振興事業特別会計からの繰入金が前年度に比べて約7,900万円も減ったこと、地方交付税の交付額が約3,300万円減ったことなどがあげられます。

**【第1位】 地方交付税**

歳入の半分近くを占めるのは、地方交付税ですが、地方交付税とは、全国を通じて一定の行政サービス水準を提供し、社会的公正を達成するために、国が集めた税金(所得税等)の中の地方分を様々な条件等を勘案して、財源不足となる地方公共団体に交付されるものです。人口もその条件の一つですが、平成23年度は、平成22年国勢調査人口が486人と前回よりも84人減ってしまった影響で、前年度に比べて約3,300万円の減額となってしまいました。

**【第2位】 国県支出金**

国や県からの支出金は、その名のとおり各種事業に対して国及び県から補助金、負担金や委託金として支出されるものです。福祉関係の事業など毎年の事業に対する補助金等もありますが、例えば道路事業など大きな公共事業があれば、それだけ補助金等が増えることになります。

平成23年度は、普通建設事業の規模としては、大きく違いませんでしたが、前年度の繰越事業が大きかったために、結果として国県支出金が減った形になっています。

**【第3位】 繰越金**

繰越金は、前年度（平成22年度）の剩余金ですが、上記金額のうち約1億5,500万円は、前述のような繰越事業のために翌年度に残さないといけないものでしたから、実質の剩余金としての繰越金は、約5,600万円でした。

**【第4位】 村債**

村債とは、公共事業を行うために借りたお金のことです、平成23年度は、前年の22年度に比べて借りたお金が大きく減りました。前年度は、温泉施設改修事業に対しての補助金が少なかったこともあり村債が大きかったのです。

一概には言えませんが、村債は、借入金ですからできるだけ少ない方がいいともいえます。

**【第5位】 村税**

村税は、個人及び法人の住民税、土地及び家屋、償却資産の固定資産税それに軽自動車税の税金などですが、前年度に比べて若干の減収はあったものの、ほぼ横ばいでしました。

**【歳出ベスト5（性質別）】**

順位	内 容	決 算 額	割合	前年比増減
1	普通建設事業費及び災害復旧事業費	4億1,612万6,000円	37.3%	↗
2	物 件 費	1億9,836万3,000円	17.8%	↘
3	人 件 費	1億7,540万8,000円	15.7%	↘
4	公 債 費	1億3,510万7,000円	12.1%	↘
5	繰 出 金	8,810万4,000円	7.9%	↗

※ 決算額は、千円単位にまとめています。

歳出額の減った大きな要因は、平成23年度は地域振興会計からの繰入金がなく、前年度のように基金への積立ができなかつことによります。

**【第1位】 普通建設事業費及び災害復旧事業費**

歳出の1位は、いわゆる公共事業の費用で、歳出の3分の1以上を占めています。額も前年度より約6,500万円の増となっていますが、そのうち台風災害の災害復旧にかかるものが約5,900万円ですので、普通建設事業費としては、約600万円の増ということになりますが、割合的には、前年度と同程度といえます。

**【第2位】 物件費**

物件費とは、消費的経費の総称ですが、具体的には、旅費、消耗品費、通信運搬費、備品購入費、委託料、使用料、原材料費など幅広い内容です。歳出総額の約18%ですが、前年度に比べて、約1,300万円の減となっています。

**【第3位】 人件費**

人件費は、特別職及び一般職員の給与、共済及び退職手当の負担金をはじめ議員の報酬や村で常用雇用している人の賃金等、社会保険掛金などです。前年度に比べて、約1,000万円の減となっています。ちなみに、現在の村の職員は、特別職、一般職合わせて26人おり、村で常用雇用している人は21人です。

**【第4位】 公債費**

公債費とは、村債（借入金）の返済金のことです。元金、利子合わせての額ですが、前年度に比べて約1,180万円の減となっています。

**【第5位】 繰出金**

繰出金とは、一般会計から特別会計へ財源補てんの意味で支出される費用ですが、具体的には、国民健康保険特別会計へ約900万円、介護保険特別会計へ約2,400万円、後期高齢者医療特別会計へ約2,400万円、簡易水道特別会計へ1,200万円、国保直営診療所特別会計へ約1,800万円がそれぞれ繰出されています。前年度に比べて、約2,000万円増えています。

## (2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	9,946万5,936円	前年度比 -19.1%
歳出総額	9,394万7,968円	前年度比 -20.2%

国民健康保険の被保険者に対する医療給付費や保険事務費等を扱う会計です。

平成23年度末における村の国民健康保険被保険者数は148人で、前年度に比べて16人減っています。

**【歳入ベスト3】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	補助金・交付金等	7,619万5,441円	76.6%	↓
2	繰 入 金	916万3,888円	9.2%	↗
3	保 険 料	880万3,420円	8.9%	↗

歳入を大きく分けて順位をつけると、1番大きいのが、国及び県、国保連合会などからの補助金や交付金で、これらすべて合わせると約7,620万円あり、歳入総額の76.6%を占めています。

次に大きいのが、一般会計からの繰入金約916万円で、被保険者から集められる保険料収入が3番目となっており、約880万円です。

ちなみに、被保険者の年間の保険料の平均は、約5万6,000円となっています。

**【歳出ベスト3】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	保険給付費	5,696万6,565円	60.6%	↓
2	負担金・拠出金等	1,878万6,746円	20.0%	↓
3	総 務 費	1,205万8,225円	12.8%	↓

歳出を大きく分けて順位をつけると、1番が保健給付費です。ひとことで言えば被保険者の

医療として払う費用で、歳出総額の 60.6%となります。前年度に比べて、2,000万円以上の減となっています。

次が県の国民健康保険連合会などに納める負担金、事務費拠出金や納付金で歳出総額の 20%です。

3番目の総務費は、いわゆる事務費となるもので、現在では、コンピューターシステムにかかる費用をはじめとして、その国民健康保険事務に要した費用です。

### (3) 介護保険特別会計

歳入総額	7,476万7,475円	前年度比 5.3%
歳出総額	6,901万8,632円	前年度比 2.5%

介護保険法により行われる介護給付費に関する会計です。

平成23年度末における要支援・要介護の認定を受けている人は41人おり、前年度に比べて6人減っております。

#### 【歳入ベスト3】

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	補助金・交付金等	3,722万7,750円	49.8%	↖
2	繰 入 金	2,403万1,017円	32.1%	↗
3	介護保険料	988万5,550円	13.2%	↖

歳入を大きく分けて順位をつけると、1番大きいのが、国及び県、支払基金からの補助金や交付金で、これらを合わせると約3,723万円あり、歳入総額の49.8%を占めています。

次に大きいのが、一般会計からの繰入金で約2,403万円となっています。

3番目が、被保険者から集められる保険料収入で、約989万円ですが、この保険料は、村内の65歳以上の第1号被保険者（231人）が納めた保険料になります。

#### 【歳出ベスト2】

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	介護給付費	4,507万3,408円	65.3%	↖
2	総 務 費	1,905万1,724円	27.6%	↗

歳出を内容別に順位をつけると、1番が、介護給付費です。一言で言えば要支援・要介護認定者の介護給付に要した費用で、歳出総額の 65.3%となります。前年度に比べて、800万円以上の減となっています。

2番目の総務費は、いわゆる事務費となるもので、関係システムにかかる費用をはじめとして、その介護保険事務に要する費用です。前年に比べて1,000万円近くの増となっていますが、これは、平成23年度に介護システムの全面改修が行われたことが要因です。

歳出では、この2つで歳出総額の 92.9%を占めています。

## (4) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	2, 779万0, 607円	前年度比 1. 5%
歳出総額	2, 767万9, 524円	前年度比 1. 1%

75歳以上の人（後期高齢者）の医療給付に要した費用に関する会計です。  
 平成23年度末における被保険者数は、160人で、前年度に比べて7人増えています。  
 歳入、歳出ともほぼ前年度と同規模となっています。

### 【歳入ベスト2】

順位	内 容	決 算 額	割合	前年比増減
1	繰 入 金	2, 429万3, 424円	87.4%	↗
2	保 険 料	348万1, 200円	12.5%	↗

歳入で1番大きいのが、一般会計からの繰入金で約2, 429万円となっています。  
 次が、被保険者から集められる保険料収入で、約348万円です。  
 この2つが歳入のほとんどになります。

### 【歳出ベスト2】

順位	内 容	決 算 額	割合	前年比増減
1	広域連合納付金	1, 751万4, 690円	63.3%	↗
2	総 務 費	1, 016万4, 134円	36.7%	↘

歳出を内容別に順位をつけると、1番が広域連合納付金となっていますが、75歳以上の人（後期高齢者）の医療保険事業は、県下全市町村（30市町村）で広域に行われていますので、納付金は、この広域連合に納付する費用ということです。歳出総額の63.3%であり、前年度に比べて約140万円の増となっています。

2番目の総務費は、いわゆる事務費となるもので、職員1名の人工費を含み関係コンピューターシステムの維持管理費などとなっています。

歳出は、この2つでほぼすべてです。

## (5) 簡易水道特別会計

歳入総額	6, 840万7, 080円	前年度比 403.1%
歳出総額	6, 629万6, 755円	前年度比 388.1%

簡易水道事業における会計です。

平成23年度から簡易水道の送配水本管の入れ替え事業を行っているために、歳入歳出とも前年度を大幅に上回る決算となっています。

**【歳入ベスト4】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	村 債	2, 670万0, 000円	39.0%	↗
2	国庫支出金	1, 778万0, 000円	26.0%	↗
3	繰 入 金	1, 200万0, 000円	17.5%	↗
4	使用料及び手数料	673万8, 430円	9.9%	↘

歳入で1番大きいのが、送配水本管の入れ替え事業に対しての村債（借入金）です。次も同じく送配水本管の入れ替え事業に対しての国からの補助金となっています。3番目が一般会計からの繰入金で1, 200万円です。4番目の水道使用料は、約674万円で、歳入総額の1割ほどとなっています。

**【歳出ベスト2】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	施設整備費	5, 852万7, 446円	88.3%	↗
2	一般管理費	741万2, 189円	11.2%	↗

歳出を内容別に順位をつけると、当然ですが、1番が送配水本管の入れ替え事業を含む施設整備費で、歳出総額の88.3%となります。

2番目の一般管理費は、職員の人事費を含む事務費となります。七色及び小瀬浄水場の管理費用なども含まれています。

歳出では、この2つで総額の99.5%を占めています。

**(6) 国民健康保険直営診療所特別会計**

歳入総額	8, 126万2, 465円	前年度比 3.3%
歳出総額	8, 126万1, 632円	前年度比 3.3%

北山村診療所の会計です。

平成23年度は、前年度に比べて歳入歳出で約260万円の増額決算となっています。

**【歳入ベスト3】**

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	診療収入	5, 201万0, 630円	64.0%	↗
2	繰 入 金	2, 473万9, 000円	30.4%	↗
3	諸 収 入	434万8, 185円	5.4%	↘

歳入で1番大きいのが、診療収入です。いわゆる医者代ですが、この中には、国民健康保険や社会保険など保険から支払われたものも含んでいますので、すべてが診療所の窓口で支払われた金額ではありません。これら診療収入は、総額の64%となっています。

次が繰入金で、総額の約3割が一般会計からの繰入金です。

3番目の諸収入ですが、これは、診療収入とは別の検診などの保健事業や予防接種、あるいは看護業務などによる収入です。

### 【歳出ベスト2】

順位	内 容	決 算 領	割合	前年比増減
1	総務費	4, 887万6, 507円	60.1%	↗
2	医業費	3, 238万5, 125円	39.9%	↗

歳出を内容別に順位をつけると、1番が総務費です。お医者さんや職員の人事費をはじめ診療所の維持管理にかかる費用及び事務費などです。総額のおよそ6割となっています。

次が、医業費で、ひとくちに言えば主に薬代です。患者に処方される薬品だけで3, 000万円を超えて支出されています。

### (7) 地域振興事業特別会計

歳入総額	3億0, 413万1, 805円	前年度比 -19. 4%
歳出総額	2億7, 497万5, 062円	前年度比 -17. 7%

観光筏下り及びじやばら販売等の観光産業事業に関する会計です。

平成23年度は、前年度に比べ歳入で約7, 300万円の減額決算となりました。

### 【歳入ベスト5】

順位	内 容	決 算 領	割合	前年比増減
1	特産物事業収入	1億6, 260万1, 631円	53.5%	↘
2	繰 越 金	4, 322万1, 246円	14.2%	↗
3	国県支出金	3, 522万1, 000円	11.6%	↘
4	村 債	3, 500万0, 000円	11.5%	→
5	観光事業収入	2, 734万4, 142円	9.0%	↘

歳入で1番大きいのが、特産物事業収入です。いわゆるじやばら及びじやばら加工商品の売り上げですが、前年度と比較して1億1, 300万円あまりの大幅な減額となりました。この要因は、平成23年のじやばら収穫量が少なかったために果汁製品の売り上げが極端に減ったからです。

2番目が繰越金で、前年度の事業収益が大きかったことによるものです。

3番目の国県支出金ですが、これは、小松の観光筏用昇降機を新しく設置した事業や筏師後継者育成事業などに対する補助金です。

4番目が村債です。これは観光筏下りの筏作成の費用等に充てるための借入金で、有利な借り入れを行っています。

5番目の観光事業収入は、観光筏下りの収入ですが、平成23年度は台風の来襲など天候に

惠まれなかつたため、前年度に比べて約635万円の減収となつています。

### 【歳出ベスト4】

順位	内 容	決 算 額	割 合	前年比増減
1	筏事業費	8,996万8,755円	32.7%	↗
2	じやはら事業費	5,909万7,517円	21.5%	↘
3	商工総務費	5,815万9,709円	21.2%	↘
4	販売事業費	5,048万6,785円	18.4%	↘

歳出を内容別に順位をつけると、1番が筏事業費で、観光筏下り運航に要する経費です。筏運航の委託料や筏作成費をはじめ筏師後継者育成費用などを含んでいます。平成23年度は、筏用昇降機新設工事約2,800万円が大きく、そのため前年度より増額となっています。

2番目がじやはら事業費です。じやはら農園の維持管理費とじやはら製品の加工に要した費用です。

3番目が商工総務費で、観光産業課職員や雇用人の人件費をはじめ観光産業にかかる事務費や観光センター（道の駅）の管理費などです。

4番目が販売事業費で、主にインターネットによる通信販売での事業やじやはらの製品管理に要する費用です。売り上げが減少したこと、かかる経費も約1,000万円以上の減額となっています。

## — 10月15日～21日は、行政相談週間です —

行政機関への疑問・質問、してもらいたいこと、なんでもお気軽に相談を。行政相談委員が答えます！

無 料  
秘密厳守

### 行政なんでも相談所

日 時：10月17日（水曜日）午後1時～午後3時

場 所：北山村村民会館

相談委員：谷 口 寿 雄 行政相談委員（総務大臣委嘱）

お気軽にどうぞ！ このようなご相談を受けています。

- ▷ 子供に登記の名義を変えたいが、どのように手続きを行えばいいのか？
- ▷ 国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金などについて教えてほしいのだが？
- ▷ 村道と国道の境に段差があるので、なんとか直してほしいのだが？
- ▷ 生活が厳しいのだが、何か支援が受けられないか？

問い合わせ先： 北山村役場総務課 0735-49-2331

国年通信

## 後納制度の納付開始 受給資格期間の短縮

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていたいただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に保険料を納められなかつた場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなつたり、年金そのものが受給できなくなつてしまふことがあります。このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、本年10月から、平成14年10月分以降の納められなかつた期間の保険料を納めることができます。(注..後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。)

年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。) ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申込みいただき、審査を行う必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

また、平成24年8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月からは、年金の受給資格期間が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格を満たさなかつた方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)または田辺年金事務所(0739-24-0432)へお問い合わせください。

### 必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も

和歌山県の最低賃金が  
平成24年10月1日から  
時間額690円になります

詳しくは、新宮労働基準監督署  
(0735-22-5295)へ

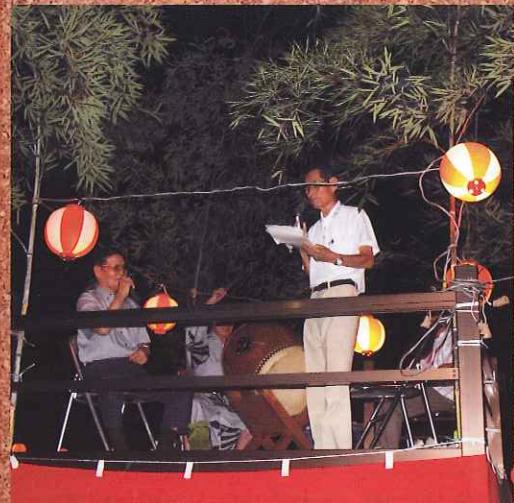
### 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況に関する公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき下記の通り公表します。

期間：平成23年4月1日～  
平成24年3月31日  
閲覧件数：なし

住民福祉課住基本台帳係

## フォトギャラリー PHOTOGALLERY



### 追善盆踊り

今年も8月15日に盆踊り・柱松大会が開催されました。

追善とは、「亡くなった人の冥福を祈り、生存者が善行を修める」ということで、盆踊りも平安時代の念佛踊りが、お盆に亡くなった人を供養するための行事という形になつていつたものだそうです。今年も柱松に無事に火が入り、「やれとこ」、「さかや」、「三つ拍子」を順次踊って、亡くなった人の供養がされました。

### 村の人口

(平成24年9月1日現在)

人口 486人 (-3)

男 229人 (-1)

女 257人 (-2)

世帯数 275戸 (±0)

※( )内は前号比

### ◇発行

北山村総務課

〒647-1603

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼 42

電話 0735-49-2331

Fax 0735-49-2207

### ◇北山村ホームページ

<http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/>